

エスコープ大阪からのお知らせ

住所不明組合員の自由脱退手続きに関する公告

「住所不明組合員の自由脱退手続きに関する規則」にもとづき、2024年12月20日を基準日として、次の2つの条件を同時に満たす組合員を「みなし自由脱退対象者」とさせていただきます。

1. 個人組合員及び共同購入利用休止組合員に発送した「ご利用再開のお願い」が宛先不明で返送され、登録された電話番号でも連絡がとれない組合員。
2. 2022年3月21日から2024年12月20日までの間に、生活協同組合エスコープ大阪の利用がなく、かつ増資・減資・住所変更がなされていない組合員。

上記の条件に当てはまると思われる組合員は、ご住所の確認をさせていただきますので、お手数をおかけしますが下記の電話番号までご連絡ください。

2025年3月20日までにご本人からのご連絡がなく、実在が確認できないときは、定款第10条第3項「脱退の予告があったものとみなし」自由脱退の手続きをさせていただきます。

2025年2月1日
生活協同組合エスコープ大阪
理事長 吉田 正美

公告期間

2025年2月1日から2025年2月28日まで

公告場所

エスコープ大阪本部で掲示、ホームページ上での電子公告

お問い合わせ先

生活協同組合エスコープ大阪 経営管理フロア 072-293-4660